

学校法人 夙川学院
神戸教育短期大学 ガバナンス・コード

<第 1 版>

2023 年 4 月 1 日

目 次

「学校法人夙川学院・神戸教育短期大学 ガバナンス・コード」の制定について	… 2
第 1 章 経営の安定性・継続性の確保	… 2
1. 経営と教学の連携・協力	… 2
2. 中期的な計画の策定	… 4
3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方	… 4
4. 地域貢献	… 5
第 2 章 自律的なガバナンス体制の確立	… 5
1. 理事会機能の充実	… 5
2. 監事機能の充実	… 6
3. 評議員会機能の充実	… 7
第 3 章 教学ガバナンスの充実	… 8
1. 本学の役割の明確化と自己点検・評価の充実	… 8
2. 学長のリーダーシップと教員組織の充実	… 8
3. 教職員の資質向上	… 9
第 4 章 情報の公開と公表	… 9
1. 情報公開と発信	… 9

「学校法人夙川学院・神戸教育短期大学ガバナンス・コード」の制定について

私たち学校法人夙川学院（以下、「本学院」という。）及び神戸教育短期大学（以下、「本学」という。）は、これまで建学の精神と教育理念を堅持しつつ、独自の特色ある教育を展開し、地域はもとより広く社会に貢献してきました。この多様化する時代において、今後も安定して存続し、健全に発展していくためには、経営と教学の連携・協力体制の確立、中期的な計画の策定、危機管理を含めたコンプライアンスの徹底を組織的に行い、ガバナンス強化を図っていくことが必要です。

2019（令和元）年5月に学校教育法及び私立学校法が改正されたことに併せて、私立大学・短期大学は法令の遵守だけにとどまらず、その経営方針や運営姿勢を自主的に点検し、経営の強化と、ステークホルダーに対して説明責任を果たすことが求められることとなりました。これに対応し、2020（令和2）年1月に、日本私立短期大学協会が「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード」を制定し、規範が示されました。

私たちは適切なガバナンスを確保し、学生をはじめとするステークホルダーへの説明責任を果たしつつ、教育・研究・社会貢献機能の拡充と、より健全で円滑な法人運営に努め、経営強化を図るために、日本私立短期大学協会が制定した「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード」を規範に、「本学院・本学のガバナンス・コード」を以下の通り定めるものです。

さらに、このガバナンス・コードに示した留意事項を定期的に把握、点検することで健全な発展を目指します。

第1章 経営の安定性・継続性の確保

1. 経営と教学の連携・協力

(1) 建学の精神は、以下の通り掲げてきました。

建学の精神

本学院は、1880（明治13）年に増谷かめにより創設された裁縫塾（その後、増谷裁縫女学校、増谷女学校、増谷高等家政女学校、増谷高等女学校、夙川学院中学校・高等学校へと変遷）を淵源とする。戦災による校舎全焼などの苦難を乗り越え、1965（昭和40）年には夙川学院短期大学を、2007（平成19）年には神戸夙川学院大学の高等教育機関を増設した。その後、2013（平成25）年の短期大学の男女共学化とキャンパス移転、2015（平成27）年の大学廃止、2019（平成31）年の中学校・高等学校の設置者変更と短期大学の現在地へのキャンパス再移転に伴う校名変更等々、経営破綻を回避し、本学院財務基盤の安定化を図るべく抜本的改革を重ね、現在に至っている。

創始者の精神は、「婦徳の高い、堅実な家庭婦人の育成」であり、裁縫による創造活動が人間性をも涵養することを察知し、情操教育を含めた人格の形成に力を注いできた。変遷の中ではあったが、本学院はこの伝統を受け継ぎつつ、2015（平成27）年の

理事会において教育目的を再点検し、形骸化していたキリスト教教育を改めて根本に据え、「この法人は、教育基本法、学校教育法、私立学校法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、イエス・キリストの教えを教育の根本とし、正義と平和を愛する徳の高い人を育てることを目的とする。」に変更した。

(2) 独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として、本学の教育目的を学則第1条で次の通り明示しています。

教育目的

本学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育のうえに主としてこども学に関する実際的な専門の学芸を教授研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。

(3) 教育理念、基本方針は以下の通り掲げています。

教育理念・基本方針

本学の教育理念についても、創設以来一貫して女子教育に専念してきた本学院の伝統を踏まえつつ、本学開学時は、その教育目的を「高等学校を卒業後、さらに高度な、また実際的な教養・知識・技能を身につけ、家庭と社会で有為な活動をする学生を育成すること。」とし、「愛と誠実」、「清新な学識」、「清楚にして優雅」の3項目を設定していた。しかし、1994（平成6）年にこれを見直し、現在では「愛と誠実」、「清新な学識」の2項目を教育理念としている。

また、本学の基本方針を「広い視野と自己表現力ならびに精神的自立につながる教育」と定め、次のように掲げている。

「進展する国際化や情報化に対応し、幅広い知識と豊かな教養、洗練された技能、柔軟な思考力を養う。また、社会に貢献し、自己実現を図るために、個性を生かした専門的能力と表現力を身につけ、さらに、人権を尊重し、精神的に自立した人間を育成する。」こととしている。

(4) また、こども学科の教育目標をディプロマ・ポリシーとして以下の通り掲げています。

こども学科のディプロマ・ポリシー

こども学科は、＜情意的領域（関心・意欲・態度）＞、＜認知的領域（知識・理解・思考・判断）＞、＜技能・活動的領域（技能・表現）＞の3領域にわたり、幼児の教育に関する専門的知識と技能を修め、保育者・教育者としての幅広い知識と豊かな教養を身につけるとともに、キリスト教教育を通して人権を尊重し、社会に貢献することのできる人に対して、「短期大学士（こども学）」を授与する。

(5) 経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させます。そのため、神戸教育短期大学学長（以下「学長」という。）を本学院の理事に選任し、本学院と密接に関わっていくこととしています。

そして学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努めていきます。

2. 中期的な計画の策定

(1) いうまでもなく、私立短期大学は、教育・研究・社会貢献というその公的使命を社会から負託されており、その設置者である学校法人は、経営の安定性と継続性が強く求められるところです。

本学院もこの役割・責務を適切に果たすべく、法令や学内外の環境変化の予測に基づき、中長期的視点に立った計画的な経営を行うよう努めています。原則として5年の中期計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備しています。

既に、2020（令和2）年度から5カ年の中期計画を策定し、定期的に計画進捗状況をチェックしていくこととしております。

(2) この中期計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えました。計画には、以下の内容を盛り込んでいます。

- ① 建学の精神・ミッションを踏まえた本学院の目指す将来像
- ② 教学改革計画
- ③ 学生募集対策と学生数・学納金計画
- ④ 外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等計画
- ⑤ 人事政策
- ⑥ 財務改善計画
- ⑦ 組織運営体制の強化

(3) 中期計画には、毎年策定する事業報告書を踏まえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関（「一般財団法人 大学・短期大学基準協会」）の評価結果を踏まえた内容を記載しています。

3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方

(1) 法令遵守のための体制を整えています。

- 1) すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備しています。
- 2) 教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けていきます。
- 3) 違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を任命して開設し、通報者の保護を図るための体制を整備しています。健全な短大運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防

止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備しています。

4. 地域貢献

(1) 社会的責任を果たすために、その使命に鑑み、内外のステークホルダーとの関係を密にし、地域貢献に努めていきます。

1) 地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学生、保護者、同窓生等、内外のステークホルダーと連携できる体制を整えています。

2) 地域・社会に向けた事業であり「神戸市地域支援拠点事業」でもある、『子育て広場うらら KOBE』を、地域の子育て中の親子を支えるための広場として、本学キャンパス内に開設しています。

3) 教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えています。

第2章 自律的なガバナンス体制の確立

理事・監事・評議員は、本学院並びに本学の歴史に培われた建学の精神を尊重するとともに、それぞれの役割を理解し、それに照らした学校経営及び運営判断に努める必要があります。理事・監事・評議員の三者がその役割を連携することによって実現される自律的なガバナンス体制の確立の在り方について示します。

1. 理事会機能の充実

(1) 理事会は、学校法人の最高意思決定機関です。学校法人全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行するために、適切な運営を行っています。

1) 理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督しています。

2) 理事会は理事長が招集し、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営しています。

3) 理事会において業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者が理事会に陪席し、報告を行う配慮をしています。

4) 各理事は役割を理解し、理事会及び理事長が適切な決定を行うために、それぞれの専門分野においてその役割を果たしています。

5) 外部理事（私立学校法第 38 条 第 5 項に該当する理事）を 2 名任命し、その意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えています。

6) 理事に対し、研修や情報提供の機会を設けるように努力していきます。

(2) 理事長は、学校法人を代表し、学校法人の業務を総理します。理事長以外の理事は、寄附行為で定めるところにより、理事長を補佐して学校法人の職務を掌理することとしています。

- 1) 理事長の代理権限順位を第4位まで理事会で明確に定めています。
 - 2) 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行うこととされています。
 - 3) 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うこと、学校法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っています。
- (3) 理事の選任は、私立学校法及び寄附行為の定めるところによります。
- 1) 理事に欠員が出た場合は速やかに補充していきます。
 - 2) 理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任しています。
 - ①院長
 - ②学長及び園長のうちから理事会において選任された者
 - ③評議員のうちから評議員会において選任され、理事会において承認された者
 - ④学識経験者のうち理事会において選任された者
 - 3) 理事長は、他の学校法人の理事長を兼務しておりません。
 - 4) 理事は、他の学校法人の理事又は監事を兼務しておりません。
 - 5) 理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていません。
 - 6) 理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めています。
 - 7) 外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を2人以上選任するよう努めています。

2. 監事機能の充実

- (1) 監事は、学校法人の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものです。その機能の実質化を図るために、監事の職務の周知を徹底し、学校法人としても適切な監査体制を整えていきます。
- 1) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出しています。
 - 2) 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うこと、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解しています。
 - 3) 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に必ず出席し、意見を述べています。
 - 4) 監事に対し、研修や情報提供の機会を設けています。
- (2) 監事の選任は、私立学校法及び寄附行為の定めるところによります。
- 1) 監事の選任については、理事長のみの判断で決定するのではなく、評議員会の同意に基づき、2人以上置いています。
 - 2) 監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務しておりません。

- 3) 監事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれておりません。
- 4) 監事は、本学院の理事、評議員又は職員を兼務しておりません。

3. 評議員会機能の充実

(1) 評議員会は、理事会の意思決定に関してチェックを行う役割とともに、多様な観点から理事会の運営に対して提言を行う諮問機関として重要な役割を担っています。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行っています。

1) 次に掲げる事項について理事長は寄附行為の規定するところにより、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いています。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給基準
- ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑥ 寄附行為の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑩ その他本学院の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(2) 諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものです。

1) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることを寄附行為に明記し、周知しています。

2) 評議員に対し研修や情報提供の機会を設けていきます。

(3) 評議員の選任は、私立学校法及び寄附行為の定めるところによります。1) 評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任しています。

- ① 本学院の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ② 本学を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ③ 前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2) 評議員の選出に際しては、学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有

識者を選出するよう努めています。

- 3) 評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の2倍を超える数を選任しています。現在は理事5名に対して、評議員14名です。欠員が出た場合は、速やかに補充しています。

第3章 教学ガバナンスの充実

短期大学は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成すること」を目的とすることが、学校教育法に定められており、地域社会の発展に寄与する存在です。

学長は、本学院並びに本学の理念を理解し、また学校教育法、私立学校法をはじめとする関係法令を遵守し、教育の質を保証するとともに、本学の適切な管理運営に資するよう体制整備に努める必要があります。それを果たすためのガバナンスの在り方は次の通りです。

1. 本学の役割の明確化と自己点検・評価の充実

- (1) 本学は本学院の掲げる建学の精神に基づき、第1章に記載した教育目的を掲げていますが、ステークホルダーに対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、学習成果、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を定め、内外に周知しています。
- (2) 安定した本学の運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められます。また、法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定していくこととしています。
 - 1) 本学は2016（平成30）年度に認証評価を受けており、適格の評価を受けています。今後も7年以内に1回の認証評価を受けていく計画です。
 - 2) 学内では定期的に自己点検・評価を実施しています。
 - 3) 本学院の中期計画のうち、本学に係る項目は、認証評価機関の評価結果を踏まえた内容を記載しています。

2. 学長のリーダーシップと教員組織の充実

- (1) 学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としています。特に本学においては、教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、本学の向上・充実に寄与していくものです。
 - 1) 学長は、法令並びに本学院及び本学が定める規則等に基づき、的確な人材が選任されています。
 - 2) 学長は、建学の精神及び本学の教育目的を理解し、それに照らした運営に努めています。

す。

(2) 学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠です。本学の向上・充実のために、学長の補佐体制として以下の教員組織を整えています。

1) 本学には学長のほか、教授、准教授、講師及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いています。

2) 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べています。

①学生の入学、卒業及び課程の修了

②学位の授与

③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3. 教職員の資質向上

(1) 本学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要です。そのため、本学は教職員の資質向上に努めていきます。

1) 教員に対する FD (ファカルティ・ディベロップメント) 活動に関する規程を整備し、適切に実行しています。

2) 事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等に対する SD (スタッフ・ディベロップメント) 活動に関する規程を整備し、適切に実行しています。

3) 組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制を整備していきます。

第4章 情報の公開と公表

本学院は、法人運営が適切かつ適法に行われていることの証しとして、情報公開及び情報公表を推進し、ステークホルダーからの信頼を得るよう努めています。

公開及び公表すべき情報とその運用について以下のとおり示します。

1. 情報公開と発信

(1) 本学院は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後 2 カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿を作成します。また、寄附行為と併せて、当該年度終了後 3 か月以内にそれらを法人事務所に備えて置き、請求があった場合には閲覧できるように、公開しています。

1) 本学院は、法令に基づき、下記の情報を公開している。

①財産目録

②貸借対照表

- ③収支計算書
 - ④事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの）
 - ⑤監事による監査報告書
 - ⑥役員等名簿
 - ⑦寄附行為
 - ⑧役員報酬の基準
- 2) 1) の情報について、⑦については最新のものを、その他は作成の日から5年間、法人事務所に備えて置き、請求があった場合には閲覧できるようにしています。
- 3) 本学院は、法令に基づき、1) の内容を公表しています。
- 4) 本学院は、法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置いております。
- 5) 本学院が相当割合を出資する会社がある場合、法令に基づき情報公開を行う計画ですが、現時点では、該当する会社はありません。
- (2) 本学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき次の情報を公表しています。
- ①本学の教育研究上の目的及び i) 卒業認定・学位授与の方針、ii) 教育課程編成・実施の方針、iii) 入学者受入れの方針
 - ②教育研究上の基本組織
 - ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績
 - ④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数および就職者数等
 - ⑤授業科目、授業方法および内容並びに年間の授業計画
 - ⑥学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
 - ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
 - ⑧授業料、入学料その他本学が徴収する費用
 - ⑨本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援